

報告第15号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和元年11月15日提出

芽室町長 手島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

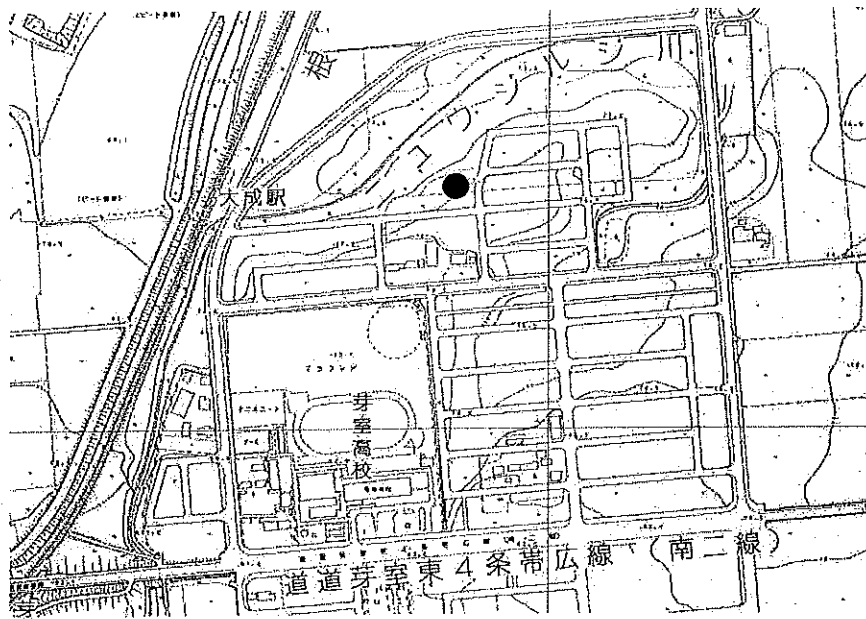
1. 損害賠償の額 24,090円
2. 損害賠償の相手方 [REDACTED]

令和元年10月28日 専決処分

説 明

令和元年10月2日午後1時30分頃、大成緑地で草刈り作業を実施していた際に、飛び石により隣接する民家の窓ガラスを破損させたものであります。

位置図



事故発生箇所 芽室町東めむろ2条北2丁目6番地2 窓ガラス破損住宅

拡大図

